

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：長泉町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.8%
全職員	54.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	92.9%
本庁課長補佐相当職	99.7%
本庁係長相当職	99.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	82.0%
31～35年	86.1%
26～30年	90.0%
21～25年	95.3%
16～20年	96.8%
11～15年	87.6%
6～10年	94.8%
1～5年	85.0%

【説明欄】

男女両方又はどちらかに該当者が存在しない場合、「—」と記載している。

女性の会計年度任用職員（大多数が短時間勤務）が全職員の約半数を占めており、給与の差異に影響している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。